

緑化指導者派遣要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、第14回全国都市緑化ひろしまフェアの開催を契機に高揚した市民のより身近な緑化意識を継承し、市民総参加による緑化運動の推進を図るため、緑化基金の設置並びに基金に関する規程第3条の規定に基づき、広島市民が行う緑化に関する講習会に対して、緑化に精通した専門の指導者（以下「緑化指導者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象)

第2条 緑化指導者の派遣を受けることのできる者は、広島市民で、草花や樹木の育成に関する講習会を自ら企画し実施する者とする。

(派遣の基準)

第3条 緑化指導者の派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 緑化指導者を派遣する講習会は、5人以上が参加するものであること。
- (2) 同一団体が行う講習会に対する緑化指導者の派遣は、年4回を限度とする。
- (3) 1回当たりの講習時間は、1時間以上で3時間を限度とする。

(派遣の申請)

第4条 緑化指導者の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、緑化指導者派遣申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、公益財団法人広島市みどり生きものの協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(派遣の決定等)

第5条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査して緑化指導者派遣の可否を決定するものとする。

2 理事長は、緑化指導者の派遣を決定したときは、緑化指導者派遣決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第6条 申請者は、講習会の内容を変更し、又は講習会を中止しようとするときは、遅滞なく理事長に報告し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 理事長は、前項の報告があったときは、緑化指導者派遣の決定を取り消し、又は変更することがある。

(終了報告書の提出)

第7条 申請者は、講習会が終了したときは、速やかに終了報告書（第3号様式）に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

(公財)広島市みどり生きもの協会

理事長 様

申請者氏名 _____

〒

住 所 _____

TEL () - _____

緑化指導者派遣申請書

このことについて、緑化指導者派遣要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

指導者派遣希望日	令和 年 月 日頃
講習会開催場所	
講習会参加予定者	名
講習の種別 (希望する方に○をして下さい。)	(1) 草花 (2) 樹木
講習の概要 (希望する講習内容などを できるだけ具体的にお書き下さい。)	

[特記事項] ・申請書は、緑化指導者の派遣希望日の1ヶ月前までに提出して下さい。

- ・講習会開催に伴うテキスト、材料、会場借上げ等に要する費用は、申請者において負担して下さい。

(第2号様式)

令和 年 月 日

様

(公財)広島市みどり生きもの協会

理 事 長

緑化指導者派遣決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記のことについては、次のとおり緑化指導者の派遣を決定しましたので、緑化指導者派遣要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

派遣指導者 (連絡先)	
派遣場所 (講習会会場)	

[特記事項]・講習会の日時、回数等については、直接、緑化指導者と打合せのうえ決定して下さい。(ただし、講習時間については1回当たり3時間まで、回数については年4回までとします。)

・講習会開催に伴うテキスト、材料、会場借上げ等に要する費用は、申請者において負担して下さい。

・講習会が終了したときは、速やかに別添の終了報告書を提出して下さい。

(第3号様式)

令和 年 月 日

(公財)広島市みどり生きもの協会

理 事 長 様

報告者氏名

〒

住 所

T E L

終了報告書

このことについて、緑化指導者派遣要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

講習会開催日時	令和 年 月 日 時 ~ 時
講習会開催場所	
講習会参加者	名 (別紙参加者名簿参照)
緑化指導者氏名	
講習会開催結果 (講習会や緑化指導者に対する 意見・感想などをお書き下さい)	